

第 12 章 管理運営（法務研究科を含む）

【 到達目標 】

少子化、グローバル化など大学を取り巻く状況が年々その厳しさを増す中で、大学は、生き残りをかけた動きの活発化を余儀なくされるとともに、教育機関として今後のあり様さえ問われるまでに至っている。こうした大きな転換期において、2008 年、創立 80 周年を迎えた全国有数規模の総合大学である本学は、20 年後の創立 100 周年を見据えて、21 世紀の大学が求められている「学生の教育」、「学問研究の発展」、「社会貢献・地域貢献」という三つの使命に一層応えるべく、個性的で魅力ある大学づくりを目指して、これまでも進めてきた大学改革を継承発展させなければならない。

そのため、教学組織と法人理事会は、本学の固有の伝統と歴史を受け継ぎつつ将来への安定的な発展を確実なものにするために、多様な社会の変化に対して常に敏感であるとともに、なによりも、両者の迅速かつ的確な意思決定が可能となるような管理運営体制の構築を目指さなければならない。

1. 教授会、研究科委員会

（1）学部教授会の役割とその活動の適切性

【 現状説明 】

横浜キャンパスにある法学部、経済学部、外国語学部、人間科学部及び工学部、湘南ひらつかキャンパスにある経営学部、理学部の計 7 学部、それぞれ「学則」及び「学部規程」に基づく教授会が置かれ、教授会では、「学則」第 6 条の 2 第 3 項並びに各「学部規程」に定める①教員の人事、②研究、教育に関する事項、③学生の身上に関わる事項、④学部の予算、⑤学長から諮問された事項、⑥学部長から付議された事項など、教学の基本に係わる事項について審議する。教授会の構成は、各学部所属の専任の教授、准教授及び助教であり、運営は各学部規程による。各学部には「神奈川大学特任教員規程」に基づく特任教員がいるが、これらは教授会構成員ではなく、教授会に出席する義務は負わない。ただし、教授会は必要と認めるときは、これらの特任教員を含め構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

教授会には、定例教授会と臨時教授会があり、定例教授会は毎月 1 回、原則として第二水曜日の午後で開催され、臨時教授会は学部長が必要と認めたとき、または、法学部及び工学部を除き、教授会構成員の 3 分の 1 以上の者から付議すべき事項を明示して請求があったときに学部長が招集する。通常、開催日の 7 日前までに、議題を示した書面による通知が必要とされ、議長は各学部長がこれにあたる。学部長に事故あるときは、その指名する教員が議長を代理する。

教授会の成立要件は、構成員の過半数であり、その議事は、出席者の過半数で決する。但し、人事等の重要事項については、出席者の 3 分の 2 以上をもって決する。

【 点検・評価 】

大学は、「教授会の自治」を尊重して、特にカリキュラム編成、教員人事等に関する意思決定について教授会の意向が十分反映されるよう、各「学部規程」に基づく教授会の審議を基礎に運営されるものとされ、現実にも、適切かつ民主的な運営がされている。

教授会は、毎月 1 回開催され、学部内はもとより学部長や各種委員会からの依頼事項など、全学的な事項を含む教学運営上の様々な事項を審議している。教授会の審議事項は年々増加傾向にあり、学部改革等を含めて極めて多岐にわたり、各事案の決定に時間がかかること等により、環境の変化に機敏に対応することが困難になる一方で、教授会構成員や学部長の負担が増大し、学部の教育課程の改革等の重大な事項について十分な検討・審

議を尽くせない状況となっていた。また、大学の教員に対しても教育重視の姿勢がこれまで以上に強調されるようになり、これまで以上に活発な教育・研究活動を行い、特色ある教育・研究拠点を形成していくために、本学教員の総体について、教育・研究以外の行政業務の負担を可能な限り軽減することが必要となっていた。専任教員の約 4 分の 1 が何らかの委員に就任し、さらには特定の教員が複数の委員を兼務しているという 2002 年当時の状況は、教員本来の活動に対する時間的圧迫として懸念され、高等教育機関としての大学の構築を継続していくためにも、委員会制度の見直しは焦眉の課題となり、1999 年度の自己点検・評価の結果においてもその解決の必要性が指摘されていた。

さらに、社会の高度情報化に対応したメディア教育及び教育・研究環境の情報化に関する基本方針樹立の必要性等に鑑みて、情報教育に係る全学のニーズを集約し、授業運営にとって必要かつ適切な環境整備を計画的に実施するために、2002 年当時の組織（各学部教授会、各種委員会・センター、法人の情報化推進本部）の相互関係を再整理するとともに、情報教育の今後の展望に立った機関決定の在り方を検討する必要がある。また、その時点においては、各学部・学科の授業内容・目的に応じた情報教育予算と教育環境に対するニーズを一本化した形で調整し意思決定をする組織がない上に、高等学校以下の学習歴をも視野に入れた教育環境や利用技術の多様な要求に対して責任をもって対応しうる全学的な教学の専門的組織の整備も必要であった。

そこで、2002 年 12 月に、学長は、教学改革委員会小委員会（教学組織検討）を設置して、「2004 年度以降の教学組織の再編・整備について」の検討を諮問し、2003 年 3 月末に答申を得た。後者については、2002 年 5 月に、学長は、教学改革委員会小委員会（情報教育問題）を設置して、「情報教育に係る機関決定の在り方について」等の検討を諮問し、2002 年 11 月末に答申を得た。（教学改革委員会については後述）

前者の答申に基づいて、2004～2005 年度には、教学諸課題の審議・決定のための組織として、①総合学生サポート委員会（学修・進路・学生生活関係を再編）、②総合メディア委員会（情報メディア関係を再編）、③総合学術研究推進委員会（総合学術・研究推進関係を新設）の 3 つの委員会が設置された。

その結果、2003 年度までは、教学諸課題の審議・決定が、各種委員会 ⇒ 教学連絡協議会（学長主宰）⇒ 教授会 ⇒ 評議会というプロセスで行なわれていたのに対し、上記 3 委員会の傘下委員会 ⇒ 3 委員会 ⇒ 教授会 ⇒ 評議会という審議・決定プロセスに変更された。これにより、教学が取り組むべき課題群を各委員会のもとに統合し、関連・近接課題の明確化、決定プロセスの集中化を図るとともに、特に①から③の 3 つの審議機関への学部長（学術・研究推進については大学院各研究科委員長、研究所長を含む）の関与が強化された。

なお、上記①総合学生サポート委員会の傘下委員会は、2003 年度までの「教務部委員会」と「就職委員会」を学修進路支援委員会に、「学生部委員会」と「国際交流センター委員会」を学生生活支援委員会にそれぞれ統合したものである。

上記②総合メディア委員会の傘下委員会としては、「学則」第 4 条に定める付属研究所であった「情報処理教育・研究センター」を発展的に解消したメディア教育・情報システム委員会が置かれ、従来「情報処理教育・研究センター委員会」が担っていたメディア教育環境、情報通信システム及び学生情報システムに関する事項に関する役割を担うこととなった。

さらに、メディア出版の増加、学生教育の一環としての図書館の利用、学術情報へのアクセス・活用能力（情報リテラシー）の育成を考慮し、総合メディア委員会の傘下委員会として、学術情報委員会を置き、図書館運営委員会もその傘下に位置付けられた。

但し、新たな運営形態により数年経過した現在、総合メディア委員会傘下のメディア教

育・情報システム委員会の構成で、他の委員会委員等が職務上この委員に就任することとしているため、同委員の負担や煩雑さ等が問題点として指摘されている点について検討することとしている。

【改善方策】

前述のように、1999年度の自己点検・評価の結果を踏まえて実施された2004年度の教学運営組織の改革により上記3つの委員会が設置され、学部代表の学部長をも構成員とした審議機関として、各種委員会において企画・立案された多くの事項が、教授会審議を経ることなく委員会決定により執行できるようになった。これにより、教授会における審議事項の厳選化が図られるとともに、学部長の負担軽減並びに教授会の権限の一部の委譲が実現でき、その本来の機能強化が図られており、今後ともその改善に努めていく。

また、前述のメディア教育・情報システム委員会構成の問題点については、同委員会において検討する。

なお、前述の本法人の中期計画の第一期終期としている2013年度に向けた議論を踏まえつつ、その実現に向けて、必要に応じて教学運営組織の見直しを図る計画である。

（2）学部教授会と学部長との連携協力関係および機能分担の適切性

【現状説明】

本学では、「学則」第5条が学部長を置くことを規定するのみで、その職務権限に関する規定はなく、各「学部規程」が、学部長教授会を招集し、その議長となる旨を定める。

【点検・評価】

学部長の職務に関する規定は存しないが、学部長は、学部を代表し全学的な方針に基づき学部運営に努める執行責任者であり、教授会を主宰し全学及び学部に係わる重要事項を審議に付する職務があるものと解される。

そして、前述のとおり、学則に基づき、教授会は、各「学部規程」に定める①教員の人事、②研究、教育に関する事項、③学生の身上に関わる事項、④学部の予算、⑤学長から諮問された事項、⑥学部長から付議された事項などの教学の基本に係わる事項について審議するものとされているから、学部長は、教授会に付議する事項について、学部内の学科主任や学部内にある各種委員会の長などから構成される運営会議等において事前に協議をするとともに、必要に応じて教授会の構成員との調整を図りながら、教授会の円滑な運営に努めている。この点において、学部長は、教学運営に係る学長の補佐役としての機能を果たしており、教学全体の意思決定の迅速化の一助ともなっていることから、学部長の機能分担に関しては適切である。

【改善方策】

学長のリーダーシップのもと、教学全体の意思決定・実行の迅速化を図るためにも、学部長の職務権限についてのより一層の明確化が課題であり、学長・副学長の職務権限の明確化と併せて学長のもとで検討することが必要であろう。

なお、職務権限の明確化に際しては、教授会と学部長の連携のあり方について長年に亘り学部内で築いてきた諸事情が十分に尊重されることが望ましい。

（3）学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

【現状説明】

本学では、学則に基づいて、教学運営に関する重要事項について審議調整する全学的

審議機関として、評議会を置き（学則第6条）、学長の諮問に応じて、「学則その他重要な規則の制定・改廃に関する事項」（同条3項2号）、「学部学科その他重要な施設、組織の設置改廃に関する事項」（同4号）、「人事の基準に関する事項（教員定員に関する事項を含む。）」（同5号）といった事項を審議する。評議会で審議する事項について、起案ルートから大別すると、学部教授会または各種委員会によって企画・立案された（ボトムアップ）事項と、学長によって企画・立案された（トップダウン）事項との二つに分かれる。

しかし、学長提案の場合であっても、評議会において審議する以前に、そのほとんどが学部教授会に付議され、その過程で提起された問題を評議会の審議に反映させているため、「学長及び各学部長間の情報交換、各学部間の連絡・調整、評議会の議題の事前調整」などを行なうことを目的とした「学部長会」を通じて、事前に学部長に提案の趣旨・目的等が十分周知・徹底されている。

さらに、本学では、1991年7月に制定された「神奈川大学教学改革委員会規程」に基づき、本学が「新しい時代に対応し社会の信託にこたえうる大学として発展するよう、大学の基本理念と将来計画を明確化し、これを具体化するために、教学の側から審議する」（同規程1条）機関として教学改革委員会を置いている。そして、大学の基本理念の検証、大学改革の基本方針、大学院の整備・拡充、教学環境整備などについて学長によって企画・立案された事項を実行に移す際には、教授会審議に付す以前の段階でこの委員会で審議されている。同委員会の構成は、学長、副学長、各学部長及び大学院法務研究科委員長、各学部選出の評議員のうち各1名及び大学院法務研究科委員会選出の大学院委員会委員のうち1名、その他委員会に諮り学長が指名する者若干名である。

また、この委員会に小委員会を置くことができる。学長は、上記の審議事項について、これを具体化する場合、学長自らの発議につき小委員会の答申を欲する場合など、必要に応じて小委員会を設置し、諮問に付すことができる。しかし、いずれの場合も、委員会の審議・決定に基づき、各学部教授会または大学院研究科委員会の議を経て、最終的に評議会または大学院委員会で審議・決定されることになる。ここ1年以内に置かれた、または現在も置かれている小委員会としては「大学院人間科学研究科設置準備」、「理学部・工学部再編検討」、「新学部設置検討」、「昼夜間教育制度検討」、「FD 全学委員会設置準備」のための小委員会がある。

各学部の教育課程、教員人事等の教学運営に関わる事項は、基本的には、教授会の審議をもとに評議会の議を経て決定される。基本的に「教授会の自治」が尊重され、学部固有の問題は各学部教授会において審議されるが、全学的事項については評議会の審議に付される。但し、学生の学修や学生生活、メディア教育や教育・研究環境の情報化に関する事項、総合的な学術研究の推進に係る事項など、全学的事項でかつ各学部に密接に係わる問題については、各学部長も構成員となる総合学生サポート委員会、総合メディア委員会、総合学術研究推進委員会などにおける事前審議のプロセスを経た後に、必要に応じて各学部教授会において審議され、事案によっては最終的に評議会で審議し決定する。

【 点検・評価 】

学部教授会と評議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担は、全体的に適切であると判断される。

しかし、教授会の自治を尊重し、学部固有の問題は各学部教授会において審議され、全学的事項についてのみ評議会において審議がされるという機能分化が図られてはいるものの、各学部教授会の議を経て評議会に付議される事項は、既に各学部教授会において議論が尽くされ、かつ全ての教授会の承認が得られたものに限られており、一学部でも継続審議となった場合には評議会に付議されることはない。このため、評議会においては、新

たな議論が展開される余地がほとんどないという状況が生み出されている。この状況は、現在の教学の運営形態が、混乱を回避するための教学構成員の総意による調整型であるというプラスの面を持つとともに、ともすると評議会審議が形骸化・形式化してしまうというマイナス面をも併せ持っていることを意味するといえる。したがって、今後、構成員において、意識的に評議会審議の活性化を図る方法を模索する必要がある。

【改善方策】

評議会に付議された事案が既に学部教授会で議論を尽くされた上で承認されたものであっても、その実行に際して全学的立場から留意事項を付したり、さらなる改善策を提言・確認するなどの方法により、全学的審議調整機関としての評議会の機能をさらに明確化するとともに、審議の活性化を図る。

（４）大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性

【現状説明】

本学大学院は、各研究科に共通する重要事項を審議する大学院委員会と各研究科の教育・研究に関わる事項を審議する研究科委員会によって運営され、大学院委員会の下には、大学院共通の教務的事項を審議し、大学院委員会の円滑な運営を図るために、大学院学務委員会が置かれている。

1) 大学院委員会

大学院学則第 7 条に定める大学院委員会は、大学院委員長（学長）、各研究科委員長のほか、法学研究科委員会、経済学研究科委員会、経営学研究科委員会、外国語学研究科委員会及び歴史民俗資料学研究科委員会並びに専門職大学院である法務研究科委員会から選ばれる委員各 2 名と、理学研究科委員会から選ばれる委員 3 名及び工学研究科委員会から選ばれる委員 5 名から構成される。委員会では、大学院学則の制定改廃、研究科の設置及び廃止、各研究科の課程、専攻及び授業科目の増設・変更、学位の授与等、各研究科に共通する重要事項について審議する。

大学院委員会は、年間 8 回程度開催され、大学院委員長が招集し、議長となる。委員会の成立要件は、構成員の過半数であり、その議事は出席者の 3 分の 2 以上の同意をもって決する。

2) 大学院研究科委員会

大学院学則第 8 条に定める大学院研究科委員会は、横浜キャンパスにある法学研究科、法務研究科、経済学研究科、外国語学研究科、工学研究科及び歴史民俗資料学研究科並びに湘南ひらつかキャンパスにある経営学研究科及び理学研究科にそれぞれ置かれている。

委員会は、法務研究科については「専門職大学院設置基準に規定する資格に該当すると各研究科委員会が認める当該大学院の専任教員（大学院学則第 6 条第 2 項）」によって構成され、その他の研究科については「大学院設置基準に規定する資格に該当すると各研究科委員会が認める本大学専任教員」（大学院学則第 6 条第 1 項）によって構成されている。委員会では、各研究科に関する授業科目、授業・研究指導の担当、学位論文の審査、学生の入学、退学等の事項を審議する。委員会の運営は、各「研究科規程」による。

大学院研究科委員会は、年間 8～12 回程度開催され、構成員の互選による研究科委員長が招集し、議長となる。委員会の成立要件は、構成員の過半数であり、さらにその議事は出席者の過半数をもって決する。但し、修士の学位に関する事項については出席者の 3 分の 2 以上の同意をもって決する。

なお、法学研究科、経営学研究科、外国語学研究科、理学研究科及び工学研究科に、各「研究科規程」に基づき、当該研究科委員会が審議する事項のうち博士後期課程に関する事項を審議するために、博士後期課程の指導教授により構成される「博士後期課程専門委員会」が置かれている。専門委員会は、年間、当該研究科委員会とほぼ回数回開催され、研究科委員長が招集し、議長となる。

3) 大学院研究科委員長会議

大学院学則第 7 条の 2 に定める研究科委員長会議は、大学院委員長及び研究科委員長によって構成され、大学院委員長及び各研究科委員長間の情報交換、各研究科間の連絡・調整、大学院委員会の議題の事前調整などの他、大学院運営に関する基本的事項、大学院委員長の諮問に関することを協議する。学部における「学部長会」の機能を有するのが「研究科委員長会議」である。

4) 大学院学務委員会

大学院学則第 7 条の 3 に定める大学院学務委員会は、各研究科の大学院委員会委員のうち 1 名の他、各研究科委員会の委員の中から大学院委員長が大学院委員会の議を経て指名した者 2 名以内で構成される。委員会は、大学院共通の教務的事項を審議するとともに、大学院委員会の円滑な運営をはかるため、大学院委員会が必要と認める事項、その他、大学院委員長からの諮問事項を審議する。

学部における「学修進路支援委員会」の機能を有するのが「学務委員会」である。

【 点検・評価 】

大学院に関する全学的審議機関であり最高決議機関である大学院委員会をはじめ、研究科委員会及び研究科委員長会議は、それぞれ適切に運営され、各組織間の連携や役割分担も明確である。

しかし、学部教授会と評議会の関係と同じように、各研究科委員会の自治を尊重し、研究科固有の問題は各研究科委員会において審議され、全学的事項については大学院委員会が審議していることは、機能分化の面においてはプラスに評価されるものの、各研究科委員会の議を経て大学院委員会に付議される事項は、既に各研究科委員会で議論が尽くされた、全ての研究科委員会の承認が得られたものに限られ、一研究科でも継続審議となった場合には大学院委員会に付議されない。このことは、大学院委員会においては新たな議論が展開される余地が多くないという事情に繋がっている。

但し、研究科委員会で継続審議となった場合には、大学院委員会の審議事項第 6 号「各研究科間の連絡調整」に基づき、審議・承認された研究科委員会における議論の開陳等により、次回の当該研究科委員会に向けた調整が図られるよう努めている。

従って、評議会と同様に、ともすると大学院委員会審議が形骸化・形式化しがちな中で、混乱を回避するため教学構成員の総意による調整型であるというプラスの面を最大限に活かそうとしている点は評価できる。

また、大学院委員会における実質的な審議時間を確保するため、効率的な運営に努めるとともに、研究科委員長会議においては、議長である学長が学部教授会との接続・連携に配慮した運営に努めている。

学務委員会に関しては、2007 年度までは学長から諮問された特定の事項についてのみ審議し答申するという受動的な機能しか果たされていなかったものが、大学院設置基準等の法改正をはじめとして大学院を取り巻く環境の変化に迅速に対応する必要があること、教学運営においてこれまで以上に学部と大学院の接続が重要となってきたことなどを踏まえ、2008 年度から恒常的な会議運営形態に変更された。また FD 全学委員会と協議しながら大学院研究科独自の FD 活動を中心的に担っていく。

21 世紀は社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代と言われており、大学院の果たす役割が重要視される中で、本学大学院も、これまで以上に、学士課程教育との関係を整理しつつ、人材養成の目的に沿った教育の組織的展開を図っていく必要がある。

【 改善方策 】

2008 年度からの学務委員会の機能強化によって大学院委員会及び研究科委員長会議における議論の活性化が図られることになったので、これにより、これまで以上に本学大学院が抱える様々な問題解決のための組織的な機能強化を図るとともに、評議会と同様に、大学院委員会の機能をさらに明確化し、審議の更なる実質化・活性化に努める必要がある。

（５）大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

【 現状説明 】

前述のとおり、研究科委員会の構成は、専門職大学院である法務研究科（法科大学院）のみ専任教員を擁し、その他の研究科については、その基礎となる学部所属の専任教員が当該研究科を担当する形をとっている。そのような中で、唯一、神奈川大学日本常民文化研究所を主な基礎とし、学部をはじめ本学の教育・研究の総体を基礎としている歴史民俗資料学研究科委員会については、複数の学部所属の専任教員が混在した構成となっている。そのため、同研究科は、教員組織が組織としての独立性が保たれにくい側面をもっている。

【 点検・評価 】

本大学院では、学部教授会と同様、各研究科の独自性を尊重して、カリキュラム編成、大学院担当人事等についての意思決定は研究科委員会の意向が十分反映されるよう「学部規程」に相当する「研究科規程」に基づく研究科委員会の審議を基礎に、適切かつ民主的に管理運営されている。

法務研究科及び歴史民俗資料学研究科を除く研究科については、前述のとおり、基礎となる学部教授会の構成員と同じであるため、情報の共有化や意志の疎通は十分に図られている。さらに、学長のもとで、教員の身分に関する制度改革などの全学に関する重要事項を企画・立案し執行しようとする場合などは、前述の学部長会に法務研究科委員長等を参画させ、教学全体に配慮しながら運営している。また、必要に応じて、学長が学部長と研究科委員長を招集し、情報交換や連絡・調整を行なうこともある。

しかし、複数の学部所属の専任教員が混在した構成となっている歴史民俗資料学研究科については、混成がゆえに研究科独自の運営には限界がある。同研究科は、「歴史民俗資料学研究科の人事案件に関する申し合わせ」（1997 年 7 月制定）により、専ら同研究科の教育・運営に当る 5 名の研究科委員会委員（法学部特任教員 1、経済学部専任教員 3、外国語学部専任教員 1）が定められ、この 5 名は所属学部教授会に出席する義務を負わず、教員定数外の教員である。この他に、8 名の研究科委員会委員（法学部専任教員 1、経済学部専任教員 2、同特任教員 1、経営学部専任教員 1、外国語学部専任教員 1、同特任教員 2）がいる。

このため、ある学部所属の研究科委員が定年等で退職となった場合の後任補充の手続きは、同研究科のカリキュラム運営上の諸条件（専門分野、職種等）を同研究科委員長が一旦、学長に要請し、学長が当該学部はその教員人事の発議を依頼するという変則的な形となっている。また、当該学部設置される「選考委員会」は、原則として同研究科委員会委員が当たることとしている。この点が、混成がゆえに運営上の不安定な部分を抱えて

いる所以である。

以上のことにより、歴史民俗資料学研究科の問題を除いては、カリキュラム編成、教員人事、組織改編等の重要事項に関しても学部と大学院の有機的連携が図れるよう配慮がなされている点は評価できるが、他の私立大学大学院と同様に、学部、学科を基礎としている場合は学部運営が主となりがちであり、大学院の運営は学部運営の時間外に行わなければならないことが多く、時間的制約から十分な対応ができない状況にある。

しかし、今後とも「学士課程教育では教養教育と専門教育の基礎・基本を重視し専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力を培うこと、修士・博士・専門職課程では専門性の一層の向上を目指した教育を考えること」を基本とし、学部教育と大学院教育との接続・連携についてさらなる実質化を図るためにも、「学部長が研究科委員長を兼ねる」といった新たな制度も検討する必要がある。

【改善方策】

学内で唯一、複数の学部所属の専任教員が構成員となっている歴史民俗資料学研究科であるが、現在、同研究科に接続する新たな学部の設置について 2011 年度開設を目途に教学改革委員会小委員会（新学部設置検討委員会）で検討がなされている。このことが実現した場合は、同研究科の独立性が保たれるとともに、さらなる相互連携がはかれる環境が整うこととなる。

2. 学長、学部長、研究科委員長の権限と選任手続

(1) 学長、学部長、研究科委員長の選任手続の適切性、妥当性

【現状説明】

1) 学長

学長の選考は、1992 年 12 月制定の「学長選考規程」に基づき、「学長の任期が満了するとき」、「学長の辞任が認められたとき」及び「学長が欠けたとき」のいずれかの場合に行われ（同規程 3 条）、新たな学長の選考手続が終了した場合は、学長は理事長にその旨を通知する（同 12 条）。任用は、評議会の議を経て、理事会で決定される（同 4 条）。

旧選考規程（1976 年 2 月制定）では、学長の選考は全教職員の直接選挙によったが、現行規程では、選挙権者（選挙人）として、第一次選挙が専任の教職員全員及び特任教員、第二次選挙は、専任及び特任の教員を規定する（同規程 6 条）。被選挙資格は「専任の教育職員」であることが原則だが、「人格が高潔で、学識に優れ、かつ教育行政に関し識見を有する者」であれば、「これ以外の者」にも付与される（第 5 条第 1 項）る。第一次選挙で上位 10 名を予定の候補者として選出し、うち学長候補者となることを承諾した者について第二次選挙で当選人を決定し（同 10 条）、評議会の議を経た後、理事会の承認を得て学長とする（同 4 条）。学長の任期は 3 年であり、再任は 1 回に限り認められる（同 2 条）。

学長選挙は、学長選考規程第 7 条に基づき各学部及び事務局から選出された委員から構成される学長選挙管理委員会により、「学長選挙管理委員会規程」に基づいて運営される。

なお、1976 年 2 月制定の、「神奈川大学学長辞任請求規程」は、「教員、職員、学生はこの規程の定めるところにより、学長の辞任を請求することができる」旨を定め、教員、職員のそれぞれ総数の 3 分の 1 以上、学生の在籍者総数の 10 分の 1 以上を以って、学長に対し辞任請求をすることができることとなっており、同規程は、現行規定としてその効力が保たれている。

2) 学部長

学部長の選考は、各学部において、「学部長の任期が満了するとき」、「学部長の辞任が認められたとき」及び「学部長が欠けたとき」のいずれかの場合に、各「学部長選考規程」に基づき行なわれ、新たな学部長の選考手続きが終了した場合は、学部長は学長に報告する。任用は、評議会の議を経て、理事会で決定される。

3) 研究科委員長

研究科委員長の選考は、各研究科において、「研究科委員長の任期が満了するとき」、「研究科委員長の辞任が認められたとき」及び「研究科委員長が欠けたとき」のいずれかの場合に、各「研究科規程」に基づき行なわれ、新たな研究科委員長の選考手続きが終了した場合は、研究科委員長は学長に報告する。任用は、大学院委員会の議を経て、理事会で決定される。

【 点検・評価 】

学長選挙は、「学長選考規程」、「学長選挙管理委員会規程」により、公平で民主的に運営、実施されてきたと評価できる。

2001 年度以前の学長選挙では、年度途中の 7 月中に学長の任期を迎え、選挙期間が 4～5 か月にも及ぶことから選考日程が年度を跨いで実施されていた。さらに、選挙人についても、規程（学長選挙管理委員会規程第 6 条第 1 項「選挙人の資格は、委員会の第 1 回の会議の招集日より認定する。」）では第一次選挙人と第二次選挙人が異なり、選挙人の認定日以降、第二次選挙前の 4 月に就任する専任教員は選挙人の資格がなく対象外となっていた。このことから、2002 年度から規程を改正し、新たな「規程の施行後に行われる最初の学長選考手続により就任する学長の任期は、就任の日から 3 年を経過した後の最初の 3 月 31 日までとする」こととし、現在では学長の任期は年度末となっているため、選挙人の資格に係る上記の問題は解消されている。

また、学長候補者となることを承諾した者について行なわれる第二次選挙に際しては、それぞれ「学長就任後の抱負」と題したマニフェストを選挙人に公表している点についても、公平で民主的な選挙運営の一助となっている。

しかし、①学外被選挙人についての規定が不明確で、選挙人が、第一次選挙において学外被選挙人について特定することが難しい状況にあること、②第一次選挙が再度実施される等の事態が生じた場合に、現行の規定では日程的に余裕がないこと、③学長選挙管理委員会委員長が第一選挙の結果予定候補者となった場合に、その資格を失うため、委員会の迅速な運営に支障が生じるおそれがあること、等が課題として挙げられていることから、これらの点について明確にする必要がある。

なお、選挙管理委員会が選挙を管理・運営する上で、委員会内で疑義が出された、もしくは議論となった点などがあった場合には、学長選挙終了後に、選挙管理委員長から学長に「次期選挙管理委員会への送付事項」が提出される。この場合、学長は適当な時期に「学長選考規程等改正委員会」を立ち上げ、同送付事項のうち必要と認められる事項について同改正委員会に諮問し、答申を得た後に、学長のもとで、規程改正の提案が行なわれるという仕組みになっていることから、学長選出システムの点検・評価が機能していると言える。

一方、学部長及び大学院研究科委員長の選考に関しては、規程に基づき適正に行なわれているが、他大学の制度に散見されるように、教学各組織の長である学部長等を最高執行責任者である学長が指名するといった教学組織の運営・管理の面では革新的な制度について、その導入の可能性を検討する必要がある。

【 改善方策 】

前述の課題である②第一次選挙が再度実施される等の事態が生じた場合に、現行規定では日程的に余裕がないこと、③学長選挙管理委員会委員長が第一選挙の結果予定候補者となった場合に、その資格を失うため、委員会の迅速な運営に支障が生じるおそれがあることの 2 点については、2009 年 3 月に学長選考規程並びに学長選挙管理委員会規程を改正し、課題を解決した。

また、課題の①学外被選挙人についての規定が不明確である点については、2010 年 3 月末の学長の任期満了に向けて学長選考規程等改正委員会を立ち上げ、関連事項と併せて検討する予定である。

（2）学長権限の内容とその行使の適切性

【 現状説明 】

本学では、「学則」第 5 条が、「学長」を置くことを規定する他、学長の職務権限に関しては、学校法人神奈川大学寄附行為第 6 条に、学長が教育職員で唯一職務上の理事である旨の規定が置かれているだけで、他に何らの定めもない。しかし、実際には以下の 5 項目を主たる職務としてあげることができる。

- 1) 大学を代表する。
- 2) 大学の学務をつかさどり、所属教職員を統督する（学校教育法第 92 条第 3 項）。
- 3) 評議会、学部長会、その他必要な会議を主宰し、教学に係わる重要事項を發議するとともに広く意見を聴き、大学の管理運営を円滑に行う。
- 4) 教学役職者のうち、学修進路支援部長、学生生活支援部長、入試センター所長の三部長を指名するほか、必要に応じて副学長、学長補佐を指名することができる。
- 5) 大学院の学務をつかさどる。

なお、学長は、「大学院学則」第 7 条第 5 項の規定により、大学院の長である大学院委員長を兼ねていることもあり、その職務量は膨大である。

【 点検・評価 】

学長の職務権限に関する規定がなく、その権限が及ぶ範囲が明確ではないが、特別な権限の突出もなく、その行使は良好である。むしろ学長は、学部長会や研究科委員長会議等を通じて、学部教授会と評議会、大学院研究科委員会と大学院委員会などの関係を良好に保持すべく努めており、学部長並びに研究科委員長も教学運営に関して学長を適切に補佐していると評価できる。

しかし、これまで本学学長職が、現在も含めて歴史的に、教授会・研究科委員会の合意を尊重し、教学運営面で教学構成員の総意を求める調整役となっているという面は、大学を取り巻く環境の変化に迅速かつ適切な対応が求められている学長職にとって、必ずしも常に有効であるとは言えない。

この点で、2008 年 4 月に導入した「神奈川大学特別招聘教員制度」は、「教育研究の活性化のための特に重要な部門の環境の整備及び充実並びに教育組織に係る重点的強化を図ることを目的として、契約によって特別に招聘する教員」に係る任用制度であるが、従来、教員の任用については各教授会發議に基づくこととしていたものが、学長もしくは理事長發議に基づく教授会審議を経ない本学初の教員任用制度である。この制度は、教学構成員の総意を求める調整型を基本としつつも、大学を取り巻く環境の変化に迅速に対応する一つの方策として注目される。なお、發議された事案は、適宜設置される「特別招聘教員人事委員会（議長：学長）」での審議に基づき、学部長会及び評議会の議を経て、理事会で

決定される。

【改善方策】

学長の職務権限ばかりでなく、以下の学部長、研究科委員長の職務権限に関する規定がなく、これら役職者の権限が及ぶ範囲が明確ではないうえ、大学を取り巻く環境の変化に迅速かつ適切な対応が求められているという現状を踏まえて、速やかに職務権限に関する規定化の検討を開始する必要がある。

(3) 学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性

【現状説明】

1) 学部長

本学では、「学則」第 5 条が学部長を置くことを規定しているのみで、その職務権限に関する規定は存しないが、各「学部規程」により、教授会は学部長が招集し、その議長となることが規定されている。そして、実際には、以下の 3 項目を主たる職務とする。

- ① 教学運営に関して学長を補佐する。
- ② 学部を代表し、その学務をつかさどる。
- ③ 教授会を主宰し、全学的な方針に基づき学部運営に努めるとともに、全学及び学部に係わる重要事項を審議する。

2) 研究科委員長

本学では、「大学院学則」により、研究科委員長は、大学院委員会及び大学院研究科委員長会議の構成員となることが規定されているのみで、その職務権限に関する規定は存しないが、各「研究科規程」により、研究科委員長が研究科委員会を招集し、その議長となる。そして実際には、以下の 3 項目を主たる職務とする。

- ① 教学運営に関して大学院委員長（学長）を補佐する。
- ② 研究科を代表し、その学務をつかさどる。
- ③ 研究科委員会を主宰し、全学的な方針に基づき研究科運営に努めるとともに、全学及び研究科に係わる重要事項を審議する。

【点検・評価】

学部長、研究科委員長の職務権限に関する規定がなく、その権限が及ぶ範囲が明確ではない。

【改善方策】

学部長、研究科委員長の職務権限に関する規定化の検討を行なう。

(4) 学長補佐体制の構成と活動の適切性

【現状説明】

本学は、「学則」第 5 条第 2 項の規定により、副学長及び学長補佐を置いている。

現在、副学長及び学長補佐は、「副学長・学長補佐を置くことに関する基本方針」（1990 年 10 月評議会決定）に基づき、研究及び教育に関する基本的問題の企画、立案及び各学部間の連絡調整を行い、諸問題の解決、並びにその他の学長の特命事項を処理するために、現在は、学長が本学の専任教授の中から、副学長 2 名（教育担当 1 名、学術研究担当 1 名）と学長補佐 2 名（入学試験担当 1 名、認証評価・FD・国際交流担当 1 名）を指名し置いている。任期は、いずれも学長の任期と同じであり、職務は以下のとおりである。

- 1) 副学長の職務は、大学の運営と政策の実行に関して、学長を補佐し、学長から委任された業務を代行すること（同基本方針第 2 項）。
- 2) 学長補佐の職務は、大学業務の執行に関して、学長を補佐すること（同基本方針第 3 項）。

また、規程は定めていないが、大学運営の円滑化を図るための学長の私的な協議機関として、学長、副学長、学長補佐、学修進路支援部長、学生生活支援部長及び入試センター所長（いずれも学長指名、任期 2 年）に加え、その所轄事務部署の事務部長・学長室長をメンバーとする三部長会を置いている。

原則として毎月 1 回定例（原則として第二金曜日）で開催され、学長が召集し議長となる。協議内容は、全学に共通する事項で、かつ教学が抱える諸課題の解決に向けた具体的な方策等であり、“教学のトップと現場のトップ”の情報の共有化、相互の意志確認・徹底を図るという教学を運営する上での連携強化が主たる目的である。

【 点検・評価 】

教育担当副学長の具体的な職務については、上記の他に、総合学生サポート委員会、総合メディア委員会、自己点検・評価全学委員会の 3 つの全学委員会において議長を務める他、本法人の各種委員会の教学側委員も務める。

研究担当副学長の具体的な職務については、上記の他に、総合学術研究推進委員会において議長を務める他、本法人の各種委員会の教学側委員も務める。

本法人の理事でもある学長には、既に示された法人全体の将来構想を踏まえ、強いリーダーシップにより教学改革を推進するとともに、的確な教学運営が求められていることから、現在でも学長の職務が増大傾向にある。従って、今後は学長にとって、限られた時間の中での的確な判断を下すことのできる環境の整備が必要であり、教員・事務職員による学長の組織的な補佐体制のさらなる強化が必要である。

【 改善方策 】

現在、教学運営に関する学長の補佐役として副学長 2 名、学長補佐 2 名を置いているが、2010 年度に向けて、各人数や職務を見直す。

3. 意思決定

(1) 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

【 現状説明 】

大学の意志形成のプロセスは、本学の理念、理念に基づく教育方針及び教育目標を基本に、学部・大学院研究科等の教育研究上の目的を尊重しながら学長を中心とした教学運営体制のもとで大学の方針が決定される。大学の方針の決定プロセスとしては、「各学部規程に基づく学部からの発議」、「学修進路支援委員会等の各種委員会規程に基づく委員会からの発議」、「学長提案に基づく発議」等がある。これらのうち、全学的な事項に関しては「神奈川大学評議会規程」に基づき、学長の諮問に応じて評議会の審議・決定によって行なわれ、その他、学長の裁量（関係諸規程に定める事項を含む）によって処理できる案件については学長が適宜判断・決定している。

【 点検・評価 】

大学にとって大きな転換期ともいえるべきこの時期に本学は、本章のはじめで述べたような個性的で魅力ある大学づくりを目指し、これまで進めてきた大学改革を継承発展させるためには、多様な社会の変化を受け止め、かつ固有の伝統と歴史を受け継いで、将来へ

の安定的な発展を確保できるだけの迅速かつ的確な意思決定が可能でなければならず、その方向での意思決定プロセスの検証と、必要に応じた大胆な管理運営体制の再構築を行なう必要がある。

【 改善方策 】

大学を取り巻く環境の変化に迅速かつ適切に対応することが求められている学長職にとって、現在も含めて歴史的に本学学長職が努めてきた、「教授会・研究科委員会の合意を尊重し、教学運営面で教学構成員の総意を求める調整型である」という点が今後どのように影響するかを検証と、今後いかに教授会・研究科委員会との連携強化を図っていくかについて検討する。

4. 評議会、大学協議会などの全学的審議機関

(1) 評議会、大学協議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

【 現状説明 】

大学の重要事項を審議するために評議会を置き（学則第 6 条）、1974 年 4 月に制定された「神奈川大学評議会規程」に基づき全学的な重要事項を審議・決定している。また、同じ 1974 年 4 月に制定された「神奈川大学評議会議事覚書」により、その議事の円滑化をはかっている。

構成は、学長、各学部長、各学部教授会から選出された評議員 2 名であるが（同規程第 2 条）、この他に学長は、副学長、学長補佐、図書館長、学修進路支援部長、学生生活支援部長、その他の教員及び関係の事務職員をオブザーバーとして出席させることができる（同規程第 9 条）。

学長の諮問に応じて評議会が審議する事項は、以下のとおりであり、原則として毎月 1 回定例で開催され、学長が招集し議長となる。また、学長が必要と認めた場合には臨時に開催することができる。

- 1) 学部間の連絡調整に関する事項
- 2) 学則その他重要な規則の制定・改廃に関する事項
- 3) 予算案編成及び決算処理の方針に関する事項
- 4) 学部学科その他重要な施設、組織の設置改廃に関する事項
- 5) 人事の基準に関する事項（教員定員に関する事項を含む。）
- 6) 学生の定員に関する事項
- 7) 学生の生活指導・福利厚生及びその身分に関する事項
- 8) その他学長の諮問する事項

なお、「神奈川大学評議会議事覚書」の内容は、以下のとおりである。

- 1) この評議会は、各学部の自主性を十分尊重したうえで、学部間の隔意ない話し合いを通じて、大学としての重要事項につき合意に達することを主旨とする。
- 2) 評議会規程第 2 条第 3 号による評議員が一学部から 1 名も出席がない場合は重要案件の審議をしない。
- 3) 人事に関する事項及び重要事項については、3 分の 2 以上の同意を得ることが望ましい。
- 4) 学部長に事故がある場合において、当該学部の教授会が代理者を定めたときは、学部長代理者は審議に加わることができる。
- 5) 持廻りによる評議会は行なわないものとする。

【 点検・評価 】

評議会においては、上記のとおり教学に係わる全ての重要事項について審議・決定される。「神奈川大学評議会議事覚書」にも謳われているとおり、本学では各学部の自主性を十分尊重した上で、学部間の隔意ない話し合いを通じて、大学としての重要事項につき合意に達することを主旨としていることから、評議会で審議する前提には、評議会を構成する全ての教授会の合意が必要となっている。従って、即効性・迅速性を求められる事案についても、各教授会の合意形成の進捗に大きく左右される可能性があることから、権限・機能分化の適切性を含めて検討する必要がある。

1999年度に教学改革委員会小委員会（教学組織問題検討）の答申において教学運営における意志決定の迅速化を図るための方策について上申されたが、その結果、前述の2004～2005年度の①総合学生サポート委員会（学修・進路・学生生活関係を再編）、②総合メディア委員会（情報メディア関係を再編）、③総合学術研究推進委員会（総合学術・研究推進関係を新設）の3つの委員会を設置によって、ある程度の成果をみることであったものの、残念ながら評議会機能の明確化や審議の活性化には繋がっていない。

【 改善方策 】

学長の権限の内容とその行使の適切性の検討と併せて、「神奈川大学評議会議事覚書」の主旨を検証する。

5. 教学組織と学校法人理事会との関係

【 現状説明 】

本法人は、「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うこと」を目的として創立され、この目的を達成するため、神奈川大学のほかに、神奈川大学附属高等学校全日制課程普通科並びに神奈川大学附属中学校を設置している。

本学では、学長が中心となり教育研究目標・計画を策定し、大学の評議会の議を経て、毎週開催される常務理事会及び原則として月2回開催される理事会に諮ったうえで実行されている。

常務理事会は、理事長の協議機関として置かれており、理事長、副理事長（現在選任していない）、常務理事、教学を代表する学長及び事務局長で構成している。常務理事会は、毎週定例的に1回開催し、①理事会決定事項の執行、②理事会決定により委任されたこと、③理事会及び評議員会に付議すべきこと、④日常業務の執行（評議会決定事項を含む）に関することを協議する。なお、3名の監事のうち1名の常任監事は、常務理事会に出席して意見を述べるものとされている。

また、本法人は、1991年7月に制定された「学校法人神奈川大学基本問題委員会規程」に基づき、本法人が新しい時代に対応して、社会の信託にこたえ発展するために、本法人の基本理念及び将来構想を策定し、それに基づく具体的諸施策を審議するために、学校法人神奈川大学基本問題委員会を置いている。基本的な姿勢として、教学に係わる問題は、教学の側での検討内容が重視されるべきであり、別に設置されている教学改革委員会と十分連絡・調整をはかりながらその意見を尊重して、審議している。

基本問題委員会は、理事長が招集し、議長となる。委員会は、理事長、学長、副理事長（現在選任していない）、副学長、常務理事、学内理事、各学部長、大学院法務研究科委員長、附属学校長、事務局長及びその他理事長が指名するもの若干名で構成し、①本法人の基本理念、②本法人の将来構想とその具体的諸施策、③その他本法人の基盤整備のうち特に必要と認められる事項を審議する。

【 点検・評価 】

上記に示すとおり、教学組織と理事会との関係は非常に良好である。常務理事会は理事長の協議機関として位置付けられ、学長が教学の重要な施策を決定・実行する際の事前・事後の調整の場としても重要な機会であり、そこでの協議を通じて双方の情報の共有化・意志の疎通が図られてきたことから、有効に機能していると言える。逆に理事会が教学に係わる重要な事項を決定・実行する際には、基本問題委員会を通じて教学、理事会双方が共通の理解が得られるよう努めている。これらの実態は、教学組織が「教授会・研究科委員会の合意を尊重し、教学運営面で教学構成員の総意を求める調整型である」という現状と合致しており、教学、法人双方がお互いの責任を適切に果たす組織的な体制づくりができていていると言える。

具体的な事例として、本学創立 80 周年記念の 2008 年に「学校法人神奈川大学将来構想策定委員会」（基本問題委員会の小委員会）より示された将来構想は、基本問題委員会における教学との十分な議論を踏まえて、社会に公表されていること、また、経営に大きな影響を与える規模の湘南ひらつかキャンパスへの新棟建設（2009 年前期中竣工予定）及び施設改修工事についても、事前に教学の要望を十分に踏まえた計画となっており、双方の連携協力関係は適切であると判断できる。

【 改善方策 】

本法人の中期計画の第一期終期としている 2013 年度に向けた議論を踏まえつつ、今後とも、教学組織と法人理事会との良好な関係を維持しながら、多様な社会の変化を受けとめ、固有の伝統と歴史を受け継ぎ将来へと安定的に発展していくに足る迅速かつ的確な意思決定が可能となるような運営体制を構築していく。

6. 法令順守等

（1）関係法令等および学内規定の遵守

【 現状説明 】

本法人では、関係法令改正情報の収集や各部署への周知は、総務部に文書課を設けて対応している。教学に関するものについては学長から各学部長等へ回付するとともに、事務局に対しては必要に応じて、事務局長主催の部長・次長会議等を通じて周知・徹底をはかっている。

1) 学校法人神奈川大学経営倫理綱領

本法人は、法人役員に対し、建学の精神である「質実剛健・積極進取・中正堅実」の理念にのっとり、その社会的使命を達成すべく不断の努力をするとともに、高度の倫理性と公共性を有すべきことを強く要請している。そこで、経営体としての社会的信頼の確立に努め、もって本法人に負託された社会的責務を果たすため、「学校法人神奈川大学経営倫理綱領」を定めて、すべての役員がこれを遵守すべきものとした。

2) 教職員の義務

本法人に勤務する教職員はすべて、「就業規則」第 3 条により、常に本法人の諸規則を守り、職制に定める長の指示に従い、互いに協調して、誠実にその職務を遂行しなければならない旨を定めている。関係法令や学内諸規定の遵守を含め、業務を怠り、職務上の長に指示に違背して業務に支障を生ぜしめたとき等は、就業規則により懲戒の対象となる。

3) 神奈川大学研究倫理綱領

本学に所属し、教育・研究に携わる者が、その社会的責務を自覚し、社会の信頼に応えるため2007年8月に「神奈川大学研究倫理綱領」を定め、研究倫理の基本理念、研究者の倫理規範など研究者が遵守すべき事項を明確化した。

4) ハラスメント防止のための措置

(「第5章 学生生活」の「ハラスメント防止のための措置」の項を参照)

【点検・評価】

本法人では、セクシュアル・ハラスメントや雇用・人事問題に関する法務事案は人事室、発明・特許に関する法務事案は産官学連携推進室、学校会計等の財務に関する法務事案は財務部や内部監査室と、その法務事案の種類によって所管文書が異なっているが、本来であれば、本法人内の各種法務や構成員の倫理性・公共性の向上をはかるための基準の立案等の業務を包括的に扱う「法務・コンプライアンスセンター」のような新たな組織が必要である。

学校法人は、高度の倫理性を有し、公共性を高めながら公教育の担い手として健全な発展を続けていくために、社会経済情勢の変化をはじめ、法人諸制度の改革、規制緩和の進展など学校法人をめぐる近年の状況等に適切に対応する必要があることは言うまでもない。そこで、本法人の管理運営制度改革の一環として、学校法人神奈川大学経営倫理綱領を制定し、法人役員に対し、倫理性と公共性の自覚を改めて強く要請し、全ての役員が遵守すべき大綱として明らかにした。同倫理綱領は、2005年4月の私立学校法の一部改正にさきがけて1997年4月に定められ、以降、本法人役員はこれを遵守してきた。今後は、学校法人の運営が理事制度に基づいて行なわれていることから、その職責は極めて重大であり、理事は、監事とともに学校経営に参画するにふさわしい適任者を得られるよう十分配慮されるべきであり、また、理事会運営が適切に運営されていくためには、本法人のすべての役員が同倫理綱領を遵守し、社会的使命を達成すべく努力をしなければならない。

2005年度の学校法人会計基準の改正に伴い、直ちに本法人のすべての役員、教職員(非常勤講師を含む)に対して、その近親者等と本法人との関連取引について調査を行い、該当の有無を確認し、必要に応じて計算書類に注記事項として記載している点も、法令遵守の具体的な一例である。以降、この調査は毎年継続している。

また、本学の教職員が就業規則の定めにより懲戒の対象となった場合の種類は、譴責(始末書を提出させ事由を示して戒める)、謹慎(7日以内、謹慎中の給料は、半額を減ずる)、諭旨解雇(本人に訓戒を与え、自己退職の形式によって解雇する)及び懲戒解雇(退職金を支給しない)の4種類であり、諭旨解雇もしくは懲戒解雇の懲戒を行なうときは、1976年12月に制定された「審査委員会規程」に基づき、理事長の諮問に基づいて、職員の懲戒について審議する審査委員会の議を経なければならないこととしている。審査委員会の構成は、専任教員の中から7名、教員以外の専任職員から7名であり、委員長は委員の互選によって決まる。しかし、残念ながら、この審査委員会が扱った直近の事案が皆無ではないことから、今後も役員を含め、すべての教職員が法令遵守に努め、社会的使命を達成すべく不断の努力を惜しむことがあってはならない。

一方、本法人の構成員であるとともに研究者である本学の教員は、知的財産を継承・発展させる創造的な行為を遂行するため、学問研究の自由と真理探究の権利を保障されており、その権利のもとに、自らの専門領域にかかわる知識や能力の向上に努める責任と義務を社会から負託されている。従って、自らの研究を遂行するにあたっては、倫理的な判断と行動に心掛け、研究資金の不正使用や知的不正行為を犯すことのないように自らを律しなければならない旨を本学における「研究倫理の基本理念」として確認するとともに、①研究者の基本姿勢、②研究者の自律性、③研究者の社会的責任、④研究協力者への配慮、

⑤研究資金の適正な使用、⑥知的不正行為の防止、及び研究・教育における差別の排除の 6 項目を「研究者の倫理規範」として定め、これを励行している点は評価に値する。この「神奈川大学研究倫理綱領」は、本学ホームページで学長メッセージとして公表されている。

なお、上記のとおり、本法人役員や研究者としての教員のみならず「すべての構成員に係る倫理綱領」の必要性を強く認識しており、その制定が早急に必要である。また、単にセクシュアル・ハラスメントを防止するという観点から、学生・教職員等の本法人の全ての構成員の人権を擁護し、教育・研究にふさわしい環境を確保するという観点への変更を図りつつある他大学等の動向に鑑み、本法人においても「セクシュアル・ハラスメント委員会」を「人権問題（キャンパス・ハラスメント）を扱う委員会」へ再編することの検討が必要である。

【 改善方策 】

数年来、国内外で発生した研究者による不正行為は、看過できない重大事である。たとえそれが一部の者による行為であっても、学問という知的営為そのものに対する信頼を大きく失う恐れがあるからである。

このような中、今後とも、本法人役員並びに本学の教職員すべてが関係法令や学内諸規定の遵守に努めるとともに、本法人に負託された社会的責務を果たすべく不断の努力を重ねていく。

「法務・コンプライアンスセンターの機能をもつ新たな組織」、「すべての構成員に係る倫理綱領」及び「人権問題（キャンパス・ハラスメント）を扱う委員会」へ再編については、進行中の「事務局管理運営体制改革プロジェクト」の中で検討し、2010 年度までに結論づける。

（2）個人情報保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

【 現状説明 】

1) 監事及びその業務

本法人は、3 人の監事を置いている。監事は本法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況を監査し、監査の結果、不整を発見したときは、文部科学大臣又は理事会及び評議員会に報告する。これらの報告をするため必要があれば、理事長に対して評議員会の招集を請求でき、理事に意見を述べることができる。

監事は、理事会及び常務理事会に毎回出席し、意見を述べることができ、「学校法人神奈川大学常任監事選任規程」により、寄附行為の規定に基づき選任された監事のうち、監事の互選により、1 人を常任監事としている。任期は 3 年とし、再任されることができるが、その在任期間は、継続して 3 期を超えてはならない。監事の就任の時における年齢は、「学校法人神奈川大学役員及び評議員選任に関する申し合わせ」により、75 歳以下である。

監事が行なう監査については、「学校法人神奈川大学監事監査規程」（1996 年制定の「学校法人神奈川大学監事監査要綱」を廃止し 2007 年 3 月に制定）に則り行なわれている。本法人の監査機能としては、監事監査、外部監査及び内部監査の三様の監査を実施し、かつ三者が定期的に情報共有を行い、有効的な監査を実施するため「監査連絡会」を設置している。

これらのうち内部監査に関して、2002 年 2 月に制定された「学校法人神奈川大学内部監査規程」に基づき、理事長のもとに内部監査室を置いている。同室は、建学の

精神に則り健全で効率ある経営をはかるため、内部監査制度の発足と同じ2002年4月に設置され、毎年度、内部監査計画を立案し、理事長の承認を得て所定の内部監査を実施している。また、内部監査室長は、監事の監査業務の補助を行なうとともに、監事及び監査法人との連絡、意見交換及び情報交換のための監査連絡会に出席し、監査の有効性を担保している。

2) 個人情報の保護

2003年4月に「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)が施行され、2005年4月に全面施行されたことに伴い、本法人でも以下のとおり個人情報の保護に関する規程等を制定するとともに、本法人の情報セキュリティ管理体制を維持するために置く情報管理委員会のもとで、これらの規定等をまとめた「個人情報保護・情報セキュリティ対策に関する手引き」と題する冊子(教員用・事務局職員用)を作製し、2007年3月に教職員全員に配付し、周知・徹底をはかっている。

[個人情報の保護に関する規程等]

- i) 学校法人神奈川大学情報セキュリティポリシー (2005年12月施行)
- ii) 学校法人神奈川大学情報管理規程 (2005年12月施行)
- iii) 学校法人神奈川大学プライバシーポリシー (2005年12月施行)
- iv) 学校法人神奈川大学個人情報の取扱いに関する規程 (2005年12月施行)
- v) 個人情報の利用に係る手続 (2006年10月施行)
- vi) 情報セキュリティ手順書(教員用)(事務局職員用) (2006年12月施行)
- vii) 個人PCを教育・研究に用いる場合の遵守事項 (2006年12月施行)

3) 不正行為の防止等に関する取組み

(「第6章 研究環境 (2) 研究環境」中、「不正防止体制検討ワーキング・グループ」を参照のこと。)

【点検・評価】

監事には理事会及び常務理事会に毎回出席して意見を述べることのできる機会が確実に保障され、大学の教育研究活動を含めた本法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況の監査など、その業務は適切に遂行されていると言える。2008年度の監査計画では、前年度からの継続を含めて、有形固定資産管理状況の検証、情報(IT)監査の実施、科学研究費補助金の管理状況検証、個人情報保護法への対応状況など、多岐にわたる実施計画となっており、年間スケジュールに基づき適宜実施されている。その結果、資産管理上の不備等の指摘がなされるなど、その効果を確認することができている。しかし、内部監査室の事務職員が室長を含め2名体制であるため、年間スケジュールの達成度が十分とは言えない。

本法人の目的である教育・研究は、情報をその主たる基盤としており、情報資産のセキュリティを確保することは不可欠であることは言うまでもなく、個人情報保護を中心とした権利利益保護に関する社会的要請は強く、情報セキュリティへの対応を進めることは高度情報化社会を担う一員として本法人の当然の責務である。本法人では、前述のとおり、個人情報保護の観点から必要不可欠とされるあらゆる種類の規定等を定め運用されており、当該規程等には、違反した場合の懲戒に関する条文を設けており、本法人が個人情報の保護違反に対して毅然たる態度で臨む姿勢を明示するとともに、関係者に対して常に注意を喚起するよう配慮している。これらの規程等が施行されて3年が経過したが、規定違反等により懲戒の対象となったケースは1件である。

不正行為の防止等に関する取組みとして、まず、研究者倫理の向上策については、文

部科学省が不正行為のガイドラインについてパブリックコメントを開始した時期から、本学の学術研究の向上及び充実に関する基本方針等を審議する総合学術研究推進委員会において検討を始め、2007年8月に「神奈川大学研究倫理綱領」を策定した。また、本学の研究活動全般の不正防止体制を検討するために活動している「不正行為防止体制検討ワーキング・グループ」（以下「同WG」という。）を2007年6月に設置し、文部科学省からの「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に基づく学内体制に作りについて検討している。但し、同WGにおける審議の結果として、2007年11月には、文部科学省が必須事項として指定したガイドラインの事項を中心に、体制整備等の実施状況について文部科学省に報告したところである。

なお、2008年10月に「神奈川大学における競争的資金等の不正使用に係る調査に関する規程」及び「神奈川大学における競争的資金等の運営・管理に関する取扱要領」を制定し、現在は、不正行為の通報窓口の運用方法等について検討なされている。

【 改善方策 】

本法人は、教育研究機関としての社会的、公共的な使命と責任を果たすべく、様々な教育研究活動に取り組んでいる。その教育研究活動の実施基盤となる個人情報取扱いについて、重要性を深く認識し、本法人構成員が一丸となって、適切かつ厳重な保護に努める所存である。また、内部監査室機能のさらなる充実をはかるため、人事異動により配慮する。